

令和4年12月5日施行されたドローンの運航ルールに関する整理

令和4年12月9日 DX推進課

12月5日、航空法の一部改正により、ドローンの第3者上空での飛行が可能となりましたが、事故防止や安全確保の観点から、ドローンの運航ルール等についても以下のとおり変更となっておりますのでご注意ください。

これらに違反した場合、罰金もしくは懲役刑が科せられる場合があります。

1. ドローン関連システムの統一

これまで、DRS(機体登録)、DIPS(飛行申請)、FISS(飛行計画)など複数のシステムがありましたが、DIPS2.0として統一され、同システムで事故等の報告も行えるようになっていきます。

2. 飛行計画の登録について

- 特定飛行※を行う場合には、事前に **DIPS 上で「飛行計画の通報」を行う必要**があります。また、それ以外の飛行の場合でも、「飛行計画の通報」を行うことが推奨されています。
- DIPS 上では、飛行禁止・制限区域や、他の操縦者の飛行計画を確認することができます。

※特定飛行： 空港周辺、150m以上の高さ、人口密集地での飛行 および 夜間、目視外、人・物から30m以内、イベント上空、危険物輸送、物件投下などの飛行形態(=航空法上の許可・承認が必要な飛行)

3. 飛行日誌の作成について

- 特定飛行を行う場合には、飛行記録※¹、日常点検記録※²、点検整備記録※³などの情報を「飛行日誌」に記載し、常時携帯する必要があります。また、それ以外の飛行の場合であっても、「飛行日誌」の作成が推奨されています。
- 機体を譲渡する場合やリースする場合、これらの記録の受け渡しが必要となります。

※1 飛行記録： 操縦者名、飛行日時、飛行概要等を1フライトごとに記録
※2 日常点検記録： 飛行前点検等の日常点検の結果を記録
※3 点検整備記録： メーカーや整備所が点検整備を・修理を行った記録

4. 事故等の報告及び救護義務について

- 事故※¹や重大インシデント※²が発生した場合、直ちに飛行を中止し、負傷者を救護するとともに、事故等の日時・場所などを国土交通大臣に報告する必要があります。

※1 事故： 人の死傷(重傷以上)、物件の破損、航空機の衝突または接触
※2 重大インシデント： 航空機の衝突または接触のおそれがあったとき、人の負傷(軽傷)、ドローンの制御が不能となったとき、飛行中に発火したとき

※本資料は、公表されている資料をもとに北海道が簡略化してとりまとめたものです。実際の運用にあたっては、必ず国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/koku/level4/operation/>) などをご確認ください。